

(収納等管理関係資料)

- 中予地方局県営住宅家賃決定等業務要領
- 県営住宅家賃算定マニュアル
- 愛媛県県営住宅の家賃の減免等に関する事務取扱要領
- 愛媛県県営住宅高額所得者明渡事務処理要領
- 愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領

中予地方局県営住宅家賃決定等業務要領

1. 家賃の決定

家賃の決定については県が行う。

指定管理者は、県の行った収入認定及び家賃決定に基づき、以下の業務を行う。

2. 家賃決定に要する収入調査

(1) 収入申告書の送付、回収

指定管理者は、収入申告書を入居者に送付する。

この送付の時期は毎年度概ね6月20日を目途とし、その回収期限は概ね7月20日を目途とする。

回収時に個人情報第三者に漏出しないよう、回収用封筒を利用するなどして回収しなければならない。

(2) 申告書の受付、審査、進達

① 指定管理者は、入居者より提出された収入申告書及びこれらの付属書類を受付けし、その記載内容及び必要な添付書類の有無などの確認・審査を行い、不備があった場合は速やかにその補正を求め、必要な指導を行う。

また、提出期限までに提出のなかった入居者に対しては、遅滞なく提出を行うよう督促・指導を行わなければならない。

② 指定管理者は、提出された収入申告書及びこれらの付属書類の審査を行い、指導による必要な修正等をした後、ダブルチェックを行い県へ進達する。県から返却された収入報告書と付属書類を住宅管理システムに入力しダブルチェックを行い、再度県へ進達する。

③ 指定管理者は、県から返却された収入報告書と付属書類により、収入認定用資料・家賃決定資料及び収入認定通知書及び家賃決定通知書(案)を作成の上、県に進達しなければならない。

④ 当該未提出者については、次年度の家賃決定通知を県が行うまでの間、督促等の必要な対応を行い、提出された収入申告書については、①②③と同様の作業を行い、適時県に進達する。

(3) 実態調査等

県は、提出された収入申告書及びその付属書類について、必要があると認められる場合入居者の実態調査（市町で課税台帳照合）を実施するが、その場合において指定管理者は県が行う実態調査の補助を行わなければならない。

(4) 収入認定、家賃決定通知

指定管理者は、上記（1）～（3）により、県が行った入居者の収入の認定及び家賃決定に基づき、通知書を作成して入居者に送付する。

(5) 意見の申し出、更正

① 指定管理者は、上記（4）の通知に対する意見の申し出があった場合には、

必要な書類の提出を求め、その内容を審査して収入認定を修正する必要があると認められる場合には県に進達する。

② 指定管理者は、県の行った更正結果に基づき入居者に通知する。

県営住宅家賃算定マニュアル

令和8年5月（改訂）

愛媛県土木部建築住宅課

愛媛県県営住宅家賃算定マニュアル

(目的)

第1条 このマニュアルは、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）及び愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）その他関係規定に定めるもののほか、本県県営住宅の家賃（以下「家賃」という。）の適正な算定に関し必要な事項を定めるものとする。

(収入申告)

第2条 法第16条第1項及び条例第9条の2第1項の規定に基づく収入申告は、省令第7条第1項に規定する収入等を記載した書面として別添収入申告書（以下「収入申告書」という。）に同条第2項に規定する所得金額を証する書類及び各種控除の対象者に該当する旨を証する書類として、市町長の発行する所得課税証明書及び住民票（謄本）の添付を入居者に求めることとし、必要に応じてこれら以外の書類の添付を求めるものとする。

2 前項により受理した提出書類についてはその全てを一にして保管するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5号に規定する個人番号（いわゆる「マイナンバー」をいう。以下、同じ。）が記載された住民票を提出した入居者については、マイナンバー情報の連携を行った場合、所得課税証明書の提出を省略することができる。

4 前項により取得したマイナンバーが記載された住民票については、「愛媛県県営住宅管理事務に係るマイナンバー情報の取得方法等に関する指針」に従い、取り扱うものとする。

(収入申告書の審査等)

第3条 収入申告書の審査において、担当職員は申告内容を所得課税証明書等の添付書類と照合して収入額等を収入申告書の職員記入欄に記入し、算出エクセル等により月額収入計算を行うものとする。

2 第一項の担当職員と別の職員は、申告内容を所得課税証明書等の添付書類と照合して収入額等を確認し、収入申告書の内容を県営住宅管理システム（以下「システム」という。）に入力して、システムによる月額収入計算を行うものとする。

3 条例第9条の2第2項及び第3項の規定に基づき、地方局長が収入を認定又は更正をしようとする時は、「収入申告書の審査に誤りがないこと」及び「第1項のエクセル等の計算結果と第2項のシステムの計算結果（収入認定結果一覧表）とに相違がないこと」を確認した上で執り行うものとする。（なお、当該認定等の決裁に、収入申告書及び所得課税証明等並びに収入認定結果一覧表を添付し、確実にその証跡を残すものとする。）

(システム情報の更新方法)

第4条 法、政令、省令及び条例その他関係規定の改正により家賃算定に係る金額及び数値（以下「金額等」という。）が改正され、システム上の金額等（以下「システム情報」という。）を更新する必要がある場合は、システム保守業者との協議を複数の職員で行い、協議結果については協議録により建

築住宅課内の周知を図るものとする。

- 2 システム情報の更新については、正しく実施されていることを複数の職員で確認し、また、金額等がシステムの家賃台帳に反映されていることを確認するものとする。
- 3 新規に整備又は建替え等をした県営住宅に係る金額等その他必要な情報を入力する場合には、複数の職員で正しく入力されていることを確認し、金額等がシステムの家賃台帳に反映していることを確認するものとする。

(準用)

第5条 次のいずれかに該当する場合は、第3条の規定を準用して審査等を行う。

- 1 条例第7条の規定により、入居の決定をしようとする場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合であつて、法第16条第5項及び条例第10条の規定に基づき、愛媛県県営住宅の家賃の減免等に関する事務取扱要領（別表第1）5欄に該当する者について家賃を減免しようとする場合
 - (1) 家賃を決定した後、当該年度途中に入居者等が失職又は退職等したことにより、政令第2条第2項に規定する家賃算定基礎額（収入区分）が変動する場合
 - (2) 収入を申告せず近傍同種家賃を課していた者が、当該年度途中に収入申告をし、政令第2条第2項に規定する家賃算定基礎額（収入区分）が変動する場合
 - (3) 政令第1条第3号に規定する各種人的控除の状況に変化があり、控除額が明らかに増額し、政令第2条第2項に規定する家賃算定基礎額（収入区分）が変動する場合
- 3 その他地方局長が必要と認める場合

(補則)

第6条 このマニュアルに定めるもののほか、家賃の算定に関わるものについては、全て複数の職員により確認するものとする。

附則

このマニュアルは、平成22年6月7日から施行する。

このマニュアルの改訂は、平成26年4月1日から施行する。

このマニュアルの改訂は、令和4年6月3日から施行する。

このマニュアルの改訂は、令和7年2月3日から施行する。

このマニュアルの改訂は、令和8年5月27日から施行する。

愛媛県県営住宅家賃算定マニュアル（運用編）

1 目的

このマニュアルは、愛媛県県営住宅家賃算定マニュアル（以下「マニュアル」という。）第3条第1項に規定する審査（第5条で準用する場合を含む。）について、実務上の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 収入申告の審査について（マニュアル第3条関係）

収入申告の審査に係る運用について次のとおり定める。

（1）共通

① 収入認定に係る考え方について

ア. 所得課税証明書による審査（基本審査）

条例第9条の2号第2項に規定する収入認定については、最新の「所得課税証明書」に記載された所得またはマイナンバーを利用して取得した税情報に基づき行うものとする。

【注1】 収入認定については、原則として、所得課税証明書またはマイナンバーを利用して取得した税情報を基に行う。

【注2】 所得課税証明書の提出は、毎年4月1日時点で満16歳以上の者に求める。

【注3】 所得課税証明書は、前年の所得に基づき発行されるものであるため、所得に応じた家賃算定については、“実質2年遅れ”となる。

イ. 事情の変化による審査（特別審査）

収入申告等において、次に掲げる特別の事情がある場合にあっては、上記アの規定に関わらず次のとおり取り扱うものとする。（低額所得者等の居住の安定に配慮するため、入居者有利の変化には、減免規定の範囲内において積極的に対応することとする。）

○退職又は失職等（一時的なものを除く。）により、所得課税証明書に記載された所得に比して明らかに収入が減少したと認められる場合には、退職又は失職等をした後の所得金額を採用する。

○新たに障害者認定等を受けた場合、所得課税証明書に記載された控除の情報に比して明らかに控除額が増額すると認められる場合には、障害者認定等の後の控除額を採用する。

【参考】特別審査について

法第16条第1項において「公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、政令で定めるところにより、事業主体が定める。」とされている。この収入の定義については、政令第1条第3号に規定されており、控除対象者は原則として所得税法に規定する者（＝所得課税証明書に当該控除者として明記されている者）とされており、本来、裁量の余地はない。

ただし、法第16条第5項では「事業主体は、第1項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。」とされている。（本県では、条例第10条において減免規定を設けている。）

法令の規定に基づけば、一旦、所得課税証明書の内容に従った家賃決定を行い、その後、減免を適用する「2段階」の手続きが想定されるが、入居者が決定家賃を誤認するおそれがあること、また、担当者の事務の簡素化等を踏まえ、一度に（同時に）家賃決定しているものである。

② 各種人的控除について

政令第1条第3号の規定に基づき、次のとおり審査する。

ア. 給与所得等控除（政令のイ）

- ・ 所得課税証明書に記載される「給与所得」がある者
- ・ 所得課税証明書に記載される「公的年金等に係る雑所得」がある者

イ. 同居親族等控除（政令のロ）

- ・ 同一住戸内の同居者（所得税法上、扶養親族に該当するか否かを問わない。）
- ・ 所得課税証明書に記載される「同一生計配偶者」
- ・ 所得課税証明書に記載される「別居扶養控除対象者」

（マイナンバーによる税情報取得を行う場合）

- ・ 本控除については税情報の反映を行わず、システムに登録されている同居者及び別居扶養者の人数から控除適用数が反映される仕様となっているため、従来通り処理する。

ウ. 老人扶養親族控除（政令のハ）

- ・ 所得課税証明書に記載される「老人控除対象（70歳以上）の同一生計配偶者」
- ・ 所得課税証明書に記載される「老人扶養控除対象者」
（名義人であるか否かを問わないので注意のこと。）

エ. 特定扶養親族控除（政令のニ）

- ・ 所得課税証明書に記載される扶養控除対象者のうち、基準日（10月1日）における年齢が16歳以上23歳未満の範囲の者
（名義人であるか否かを問わないので注意のこと。）

（マイナンバーによる税情報取得を行う場合）

- ・ 本控除については税情報の反映を行わず、世帯のうち基準日時点で該当の年齢の者の数が控除人数として抽出される仕様であるため、抽出されている者のうち被扶養者でない者については控除適用数から除外すること。

オ. 障害者控除及び特別障害者控除（政令のホ）

- ・ 所得課税証明書に記載される「障害者」
- ・ 最新の所得課税証明書に記載がないものの、公的証明に記載される「障害者」

（所得税法第2条第1項第29号に規定される「特別障害者」の場合には控除額が40万円であるため、注意のこと。）

（マイナンバーによる税情報取得を行う場合）

- ・ 所得税申告上、本人が扶養している障害者の人数が分かる「障害者控除」の項目と、本人の障害の有無が分かる「控除対象障害者」の項目が存在し、両方を公営住宅システムへ反映した場合には、同一人物の控除に係るダブルカウントが発生する可能性があるため、後者のみを反映する仕様としている。そのため、子どもや障害未申告者に関してはマイナンバー連携で取得した情報と別に、公的証明で確認をする必要があることに留意すること。

カ. 寡婦控除（政令のヘ）

- ・ 所得課税証明書に記載される「寡婦」
- ・ 最新の所得課税証明書に記載がないものの、公的証明に記載される「寡婦」

キ. ひとり親控除（政令のト）

- ・ 所得課税証明書に記載される「ひとり親」

・ 最新の所得課税証明書に記載がないものの、公的証明に記載される「ひとり親」
(マイナンバーによる税情報取得を行う場合)

- ・ オ～キの控除については税情報の反映を行う仕様であるが、所得税の申告時に控除を受けていないものの、公的証明にて控除対象者であることが確認できるケースが多いことに留意する。

《控除に係る確認項目（早見表）》

各種人的控除	所得課税証明書 (※1)	年 齢 (※2)	そ の 他
ア. 給与所得等控除	○		
イ. 同居親族等控除	○		○ (同居者)
ウ. 特定扶養親族控除	○	○	
エ. 老人扶養親族控除	○		
オ. 障害者控除及び特別障害者控除	○		△ (※3)
カ. 寡婦控除	○		△ (※3)
キ. ひとり親控除	○		△ (※3)

【凡例】 ○：必須 △：任意（必要に応じて）

(※1) 所得課税証明書に控除対象として明記があるか否かを確認する。

(※2) 基準日（10月1日時点）で、指定年齢に該当するか否かを確認する。

(※3) 前ページに記載する「事情の変化による審査（特別審査）」を適用するための確認

③ 収入申告後の同居承認の取扱いについて

収入申告後に、条例第17条第6項の規定に基づく同居承認（以下「同居承認」という。）等により同居者の増加があった場合や、出生又は死別等により同居者等に異動があった場合においては、入居者の有利・不利に関わらず、その状況を反映し、収入認定するものとする。

〔注1〕 ただし、これらの反映については、あくまで次年度の家賃に対するものであり、（既に決定済みの）当年度家賃には反映させないので留意のこと。（同居者の異動等に応じて、即座に家賃を変動させるものではない。）

④ 入居者等に異動があった場合の対応について

収入申告に係る実務上の確認方法については、まずは、提出のあった住民票及び所得課税証明書並びに前年の収入申告書と比較し、入居者及び同居者に関する事項について相違（変化）がないかどうかを確認することになるが、もし入居者等に異動等が認められた場合には、その異動事由を確認又は調査のうえ、所定の手続きを実施しているかどうかを確認するものとする。万が一、これらの手続きがなされていない場合にあっては、提出を依頼すること。

⑤ 補足（裁量世帯の確認について）

裁量世帯（「条例第5条第1号ア」及び「規則第1条の3」で定める、特に居住の安定を図る必要がある者）に該当するか否かについて判断する際に必要となる「年齢」については、収入認定をする年度の10月1日を基準日とする。

なお、その判断を容易に行えるよう、建築住宅課で「年齢早見表（参考表）」を整備し、毎年度、地方局等に配布する。

【例】年齢早見表（参考表） （※毎年、時点修正して配布予定）

特定扶養親族控除 (16≦Y<23)		裁量世帯Ⅰ (第１条の３（第３号）)		裁量世帯Ⅱ (第１条の３（第４号）)	
【基準日】令和６年１０月１日		【基準日】令和６年１０月１日		【基準日】令和６年１０月１日	
生年月日	年齢	生年月日	年齢	生年月日	年齢
H23(2001)年 10. 1	23	S39(1964)年 10. 1	60	H30(2018)年 3. 31	就学済
H23(2001)年 10. 2	22	S39(1964)年 10. 2	59	H30(2018)年 4. 1	就学済
H23(2001)年 10. 3	22	S39(1964)年 10. 3	59	H30(2018)年 4. 2	未就学
．．．		．．．		H30(2018)年 4. 3	未就学
H20(2008)年 10. 1	16	H18(2006)年 10. 1	18		
H20(2008)年 10. 2	15	H18(2006)年 10. 2	17		
H20(2008)年 10. 3	15	H18(2006)年 10. 3	17		

※裁量世帯Ⅰ：入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である場合

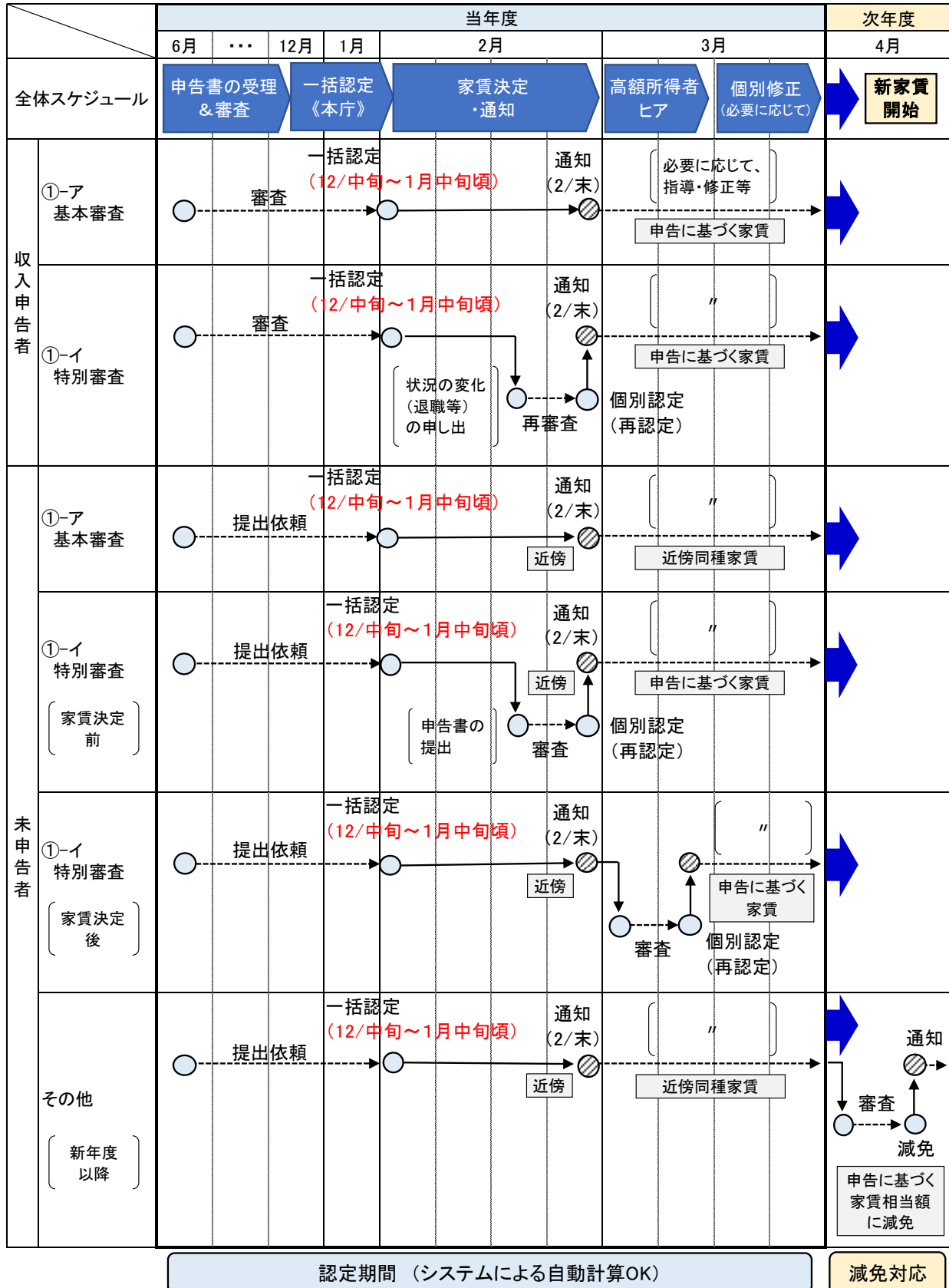
※裁量世帯Ⅱ：同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

（注）ただし、裁量世帯については、年齢要件だけでなく身体障害者等である場合も対象となるため、注意のこと。

⑥ 収入認定のスケジュール等について

収入認定に係るスケジュール等は次のとおり。

なお、次年度の家賃を決定するための収入認定については、当年度中（基準日：10月1日）に実施するものであるので留意のこと。（次年度に入った場合は、減免にて対応する。）





「2 収入申告の審査について」に係る考え方 (県における細部の解釈)

1) 基本事項

収入については、政令第1条第3号に規定され、「平成8年8月30日付け住総発第135号（国交省住宅局長通知）第二の8」及び「平成22年12月15日付け国住備第102号（国交省住宅総合整備課長通知）第四」において、その基準日を10月1日とすることを原則とするとされている。

入居者の収入（所得）を迅速、正確かつ公正に審査するためには、最新の所得課税証明書（前年分の所得）に記載されている所得情報を収入認定に反映させることが、事務上最も合理的であると考え、①の「ア．所得課税証明書による審査（基本審査）」を定めている。（※このことについては、国土交通省四国地方整備局に照会し、（事務処理上やむを得ないとの）回答を得ている。（後述））

2) 特別に配慮すべき場合

原則は上記1のとおりであるが、失職又は退職等により著しく所得が減少した場合等、特別の事情がある場合にあっては、前述の四国地整の回答も踏まえ、低額所得者等の居住の安定に最大限配慮し、①の「イ．事情の変化による審査（特別審査）」により、減免の範囲内において対応することとした。

3) 入居者等の異動に伴う収入認定

しかしながら、同居承認や入居承継により入居者又は同居者が増減した場合について、その都度、収入認定をするのは、上記1の考え方に反することから、これらの対応については「③収入申告後の同居承認の取扱いについて」によることとしている。

4) 特定扶養親族控除に係る取扱い

所得税法上の特定扶養親族控除が「その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者」を対象としている一方、公営住宅法施行令第1条第三項ニ（H22改正施行）においては、「扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合」と定められている。

これは、公営住宅法上の独自の控除であり、所得税法によらない控除である以上、収入認定の基準日（10月1日）時点の年齢において判断することが望ましく、また、所得税法上の特定扶養親族控除と混同した取扱いをしないよう、②の「エ．特定扶養親族控除（政令のニ）」の項に、改めて注意喚起しているので留意のこと。

○公営住宅整備・管理の手引き Q&A P.1725

Q 入居者の収入が激減した場合、年度途中における収入の再認定を行うことができないのですか？

A 収入認定については、原則として、基準日である10月1日に基準日の属する年の前年の収入により1回だけ行うものとされています。そのため、意見申立て等による一定の期間を経過した後は、原則として収入の再認定をしないこととし、入居者の収入等の変動（収入の減少）が生じた場合には、減免により対応するものです。収入の再認定を行わないのは、入居者の収入を適切に家賃に反映させるためです。例えば、入居者が退職しその後再就職することが考えられ得る場合に、収入の再認定を行うことによって再就職した後も入居者の収入に応じていない家賃のままとすることを防ぐため、1か月や3か月等の間、入居者の収入に応じた額まで減額することとしたものです。ただし、収入の変動が一時的でないことが明らかな場合には、右に危惧されるようなことがないため、収入の再認定を行うことも可能です。



「2 収入申告の審査について」に係る考え方 (県における細部の解釈)

参考資料

① 年齢の基準日について

時 期		基準日
収入認定（入居時）		入居時点
収入認定（収入申告時）	所得税法によるもの（所得・控除）	収入申告の前年の12月31日 （※所得税法による）
	所得税法によらないもの （特定扶養親族控除（ $16 \leq Y < 23$ ））	収入申告の年の10月1日 （※収入申告の基準日）
裁量世帯の判定		

② 入居経過期間の基準日について

条例第19条第1項における「収入超過者」については「当該入居者が引き続き3年以上」、同条第2項における「高額所得者」については「引き続き5年以上」当該県営住宅に入居しており、所定の収入基準を超えている場合に認定することとなる。この「入居経過期間」の考え方については次のとおり。

【一括認定時（基本的にはコレ）】

既存入居者の収入認定の基準日は10月1日を原則としていることから、収入超過者及び高額所得者の判断基準となる入居経過期間についても、10月1日を基準日とする。

○公営住宅整備・管理の手引き Q&A P.2431

Q 収入超過者認定の際の「3年」とはいつですか？

A 法第28条第1項は、公営住宅の入居者が引き続き3年以上入居している場合に収入超過基準を超える収入を有するときには収入超過者として認定されることを定めています。

収入超過者として認定する要件の一つである「3年以上入居」している時点とは、入居日から3年間を経過した日を言います。したがって、収入超過者としての認定もその日から認定することができます。しかし、大量な事務量の軽減を図るために基準日を設定し、その基準日時点で3年を経過したかどうかで判定する捉え方も可能です。

実際には、事業主体の判断により、管理する住宅の戸数等を勘定し、適切で合理的な手法をとることになります。

（２）所得に関する注意事項

収入（所得）については、次のことに留意して必要額を計上すること。

（一時的な収入について）

公営住宅法上は、一時的な収入（概ね１年以内の期間ごとに継続的に得る収入でないもの）については、算入しない。

一時所得については、利子・配当・不動産・事業・給与・退職・山林及び譲渡の各所得以外で、次のすべてに該当する所得をいう。

- ・営利を目的とする継続的行為から生じた所得でないこと。
- ・労務その他の役務又は資産の譲渡の対価たる性質を有しないこと。
- ・その所得が一時的性質を有すること。

（※）一時所得の例

懸賞の賞金等、競馬・競輪の払戻金、労働基準法第 114 条の規定による付加金、生命保険の一時金、法人からの贈与により取得した金品、人格のない社団の解散により受ける精算分配金、借家人の立退料、売買契約の解除による手付金等

○公営住宅の管理の手引き（P153） 所得税法上の所得と公営住宅法上の収入

Q 所得税法上の 10 種類の所得は公営住宅法上の収入にすべて算入されるものであるか？

A 退去所得、譲渡所得、一時所得、雑所得その他の所得のうち一時的な収入（おおむね 1 年以内の期間ごとに継続的に得る収入でないもの）は算入されない。

（損失について）

個別の所得の金額のうちに損失の金額がある場合には、これを他の黒字の所得金額との間で損益の通算をする。

ただし、当該個人の所得内での損益通算であり、他者（同居人）との通算（合算）はしない。

○公営住宅の管理の手引き（P161） 損益通算

所得の区分計算に当たって、個別の所得の金額のうちに損失の金額がある場合には、これを他の黒字の所得金額との間で一定の順序に従って損失の通算をする。（所得税法施行令 198 条）

（別居扶養者の所得について）

別居扶養者については、政令の規定により控除対象者となる場合があるが、当該扶養者（別居扶養者）の所得については合算しない。

ただし、入居者が「別居」としている場合にあって、収入申告書・住民票・所得課税証明書等により別居している事実が確認できないときは、その者を「同居」として取扱い、収入を合算するものとする。

(非課税所得について)

非課税所得については家賃算定の際に所得を考慮しない。(所得課税証明書には記載されない)

※非課税所得の例

- ア. 恩給法に規定する増加恩給及び傷病賜金、その他公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受けられるこれらに準ずる給付で政令で定めるもの。
- イ. 遺族の受ける恩給及び年金
- ウ. 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する救済制度で政令で定めるものに基づいて受ける給付。
- エ. 給与所得を有するものが、通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当のうち、通常必要であると認められている部分として政令で定めるもの（所得税法施行令第20条の2）
- オ. 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの
- カ. 損害保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金
 - ・国民年金の給付（障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金）
 - ・厚生年金の給付（障害厚生年金・障害手当金・遺族厚生年金）
 - ・共済年金の給付（障害共済年金・障害一時金・遺族共済年金）
 - ・児童手当等（児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等）
 - ・雇用保険 他

(3) 控除に関する注意事項

① 基礎控除

入居者又は同居者に「給与所得」又は「公的年金等に係る雑所得」を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者一人につき 10 万円（その者の給与所得等の金額の合計額が 10 万円未満である場合には、当該合計額）を控除する。

なお、事業所得に対しては、この基礎控除は適用されないので、注意すること。

② 同居親族等控除

上記（１）-②-イに記載のとおり、「同一住戸内の同居者」、「所得課税証明書に記載される同一生計配偶者」及び「所得課税証明書に記載される別居扶養控除対象者」が控除対象となる。

なお、県営住宅管理システム上は、所得税法上の「扶養区分」を「非扶養」として登録したとしても、同居区分を「同居」と登録した場合は、同居親等控除の対象となるよう設定されている。（所得税法上の扶養親族でなくとも、公営住宅法上は同居者であれば控除対象となるため。）

「非扶養＝同居親族等控除の対象外（名義人及び扶養親族等でない別居中の世帯員）」とし、同居者は扶養親族であるか否かに関わらず、「扶養」として取り扱う。

＜名義人及び世帯員の扶養区分の設定について＞

区 分	扶養区分			控除情報の 判定結果
	所得税法上 (扶養の別)	県営住宅管理システムでの登録区分		
		扶養／非扶養	同居／別居	
世帯主	扶養者・被扶養者	非扶養	—	×対象外
世帯員 (同居者)	扶養者	扶養	同居	○対 象
	被扶養者	扶養	同居	○対 象
	(該当なし)	扶養	同居	○対 象
世帯員 (別居者)	扶養者	非扶養	別居	×対象外
	被扶養者 (※)	扶養	別居	○対 象
	(該当なし)	非扶養	別居	×対象外

(※) 県営住宅入居者の被扶養者である場合に限る。

③ 障害者控除及び特別障害者控除

◆障害の区分

区 分	控 除 (※1)		裁量世帯 (※2)	単身入居 (※3)
	障害者控除	特別障害者控除		
身体 障害者	右記を除く 身体障害者	1 級又は 2 級	1 級から 4 級	1 級～ 4 級
精神 障害者	右記を除く 精神障害者	1 級	1 級又は 2 級	1 級～ 3 級
知的 障害者	右記を除く 知的障害者	重度*	精神障害に相当する程度 (重度及び中度) *	精神障害に相当する程度 (全ての精神障害者)

(※1) 政令 第 1 条 第 3 号 ニ

(※2) 規則 第 1 条の 3 第 1 号

(※3) 規則 第 1 条の 2 第 1 項 第 2 号

◆知的障害の判定について

知的障害区分	療育手帳区分	療育手帳（旅客割引）区分
重 度	A	第一種
中 度	B	第二種
軽 度		

〔注 1〕 重度とは療育手帳 A の者をさす。

〔注 2〕 中度とは療育手帳 B のうち中度にあたる者をさす。（※4）

〔注 3〕 軽度とは療育手帳 B のうち軽度にあたる者をさす。（※4）

（※4）療育手帳 B の詳細については、所管する児童相談所に問い合わせを行う必要がある。

○療育手帳内に A、又は B の表示がない者については、同手帳内に第一種、又は第二種の表示（旅客運賃等割引のための表示）を各々 A、又は B と読み替えるものとする。

○判定記録、療育手帳 3 ページ参照。判定記録による障害区分は同手帳 22 ページ参照。

（所得課税証明書の控除欄に記載のない控除について）

所得課税証明書の控除欄に記載がない場合にあつては、本人から提出を受ける（別の）公的証明書等によって確認し、控除するものとする。

○公営住宅法施行規則

第八条 法第十六条第四項の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症である者
- 二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する精神障害者（前号に掲げる者を除く。）
- 四 前三号に掲げる者に準ずる者

④ 寡婦控除

「ひとり親」に該当しないもののうち、以下のいずれかに該当するもの。(所得税法による。)

- ・ 夫と離婚したのち婚姻をしていない者のうち、扶養親族があり、所得が 500 万円以下で、内縁の夫等がない者。
- ・ 夫と死別したのち婚姻をしていない者及び夫の生死が明らかでない者のうち、所得が 500 万円以下で、内縁の夫等がない者。

○所得税法（第 2 条第 1 項）

三十 寡婦 次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいう。

イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

- (1) 扶養親族を有すること。
- (2) 第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が五百万円以下であること。
- (3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがないこと。

ロ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの※のうち、イ

- (2) 及び (3) に掲げる要件を満たすもの

○所得税法施行令

第十一条 法第二条第一項第三十号ロ（定義）に規定する夫の生死の明らかでない者で政令で定めるものは、次に掲げる者の妻とする。

- 一 太平洋戦争の終結の当時もとの陸海軍に属していた者で、まだ国内に帰らないもの
- 二 前号に掲げる者以外の者で、太平洋戦争の終結の当時国外にあつてまだ国内に帰らず、かつ、その帰らないことについて同号に掲げる者と同様の事情があると認められるもの
- 三 船舶が沈没し、転覆し、滅失し若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗っていた者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となつた者又は航空機が墜落し、滅失し若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗っていた者若しくは航空機に乗っていてその航空機の航行中に行方不明となつた者で、三月以上その生死が明らかでないもの
- 四 前号に掲げる者以外の者で、死亡の原因となるべき危難に遭遇した者のうちその危難が去つた後一年以上その生死が明らかでないもの
- 五 前各号に掲げる者のほか、三年以上その生死が明らかでない者

⑤ ひとり親控除

現に婚姻をしていない者（未婚・離婚後・死別後を含む）又は配偶者の生死が明らかでない者のうち、扶養する子があり、所得が 500 万円以下で、内縁の配偶者等がない者。（所得税法による。）

○所得税法（第 2 条第 1 項）

三十一 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ 合計所得金額が五百万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがないこと。

○所得税法施行令（※配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもの）

第十一条 法第二条第一項第三十号ロ（定義）に規定する夫の生死の明らかでない者で政令で定めるものは、次に掲げる者の妻とする。

一 太平洋戦争の終結の当時もとの陸海軍に属していた者で、まだ国内に帰らないもの

二 前号に掲げる者以外の者で、太平洋戦争の終結の当時国外にあつてまだ国内に帰らず、かつ、その帰らないことについて同号に掲げる者と同様の事情があると認められるもの

三 船舶が沈没し、転覆し、滅失し若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗っていた者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となつた者又は航空機が墜落し、滅失し若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗っていた者若しくは航空機に乗っていてその航空機の航行中に行方不明となつた者で、三月以上その生死が明らかでないもの

四 前号に掲げる者以外の者で、死亡の原因となるべき危難に遭遇した者のうちその危難が去つた後一年以上その生死が明らかでないもの

五 前各号に掲げる者のほか、三年以上その生死が明らかでない者三十一 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもの※のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

○所得税法施行令（※その者と生計を一にする子で政令で定めるもの）

第十一条の二 法第二条第一項第三十一号に規定する配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるものは、前条各号に掲げる者の配偶者とする。

以上その生死が明らかでないもの

一～四 （省略）

五 前各号に掲げる者のほか、三年以上その生死が明らかでない者三十一 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもの※のうち、次に掲げる要件を満たすもの

⑥ 事実上婚姻の関係と同様の事情にある者（同性カップル含む）に係る取扱いについて

事実上婚姻の関係と同様の事情にある者（以下、「事実婚関係の者」という。）については、民法に規定される「婚姻」と異なり、所得税法上の扶養関係となることができない。

このことから、2者の間においては、政令において所得税法の「同一生計配偶者」「扶養親族」の人数につき受けられる控除を受けることはできない。

＜2者間における人的控除の取扱いについて＞

政令に規定される控除	適用可否	備 考
イ 基礎控除	○	事実婚関係の者それぞれの所得状況に応じて適用すること。
ロ 同居親族等控除	△	事実婚関係の2者が同居している場合には適用すること。 （単身赴任等により別居している場合には、同居しておらず、また扶養関係となり得ないので、適用できない。）
ハ 老人扶養控除	×	同一生計配偶者・扶養親族が前提である（現状、これにはなり得ない）ため、適用できない。
ニ 特定扶養控除	×	所得税法に規定する扶養関係とはなり得ないため、適用できない。
ホ 障害者控除	△	事実婚関係の者それぞれの状況に応じて適用すること。 （入居者又は同居者が前提とされているので、単身赴任等により別居している場合には、適用できない。）
ヘ 寡婦控除	△	事実婚関係の者のいずれか又は双方の所得課税証明書にて「寡婦控除」の適用がある場合には、1人につき27万円の控除を適用すること。（※）
ト ひとり親控除	△	事実婚関係の者のいずれか又は双方の所得課税証明書にて「ひとり親控除」の適用がある場合には、1人につき35万円の控除を適用すること。（※）

※ 所得税法上「寡婦」「ひとり親」となるかについては「その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがないこと。」が要件とされている。
この部分については、住宅部局にて判断すべきでないと考えことから、税務署等の判断による（所得課税証明書の内容で適用可否を判断する）こととする。

3 その他（第5条第2項（準用）関係）

（1）年度途中に行う減免の処理について

- ① 収入が年度途中の失職及び退職等により政令第2条第2項に規定にされる家賃算定基礎額（収入区分）が変動し、既に決定された家賃が減額する者については、その申請があった当該月の家賃から、愛媛県営住宅の家賃の減免等に関する事務取扱要領（以下「減免要領」という。）別表第1の5欄に規定する減額を行うものとする。
- ② 収入申告の時期に申告をしていない者が収入申告した場合については、原則、その申請があった翌月の家賃から減額を行うものとする。（別表第1の5欄）

（愛媛県営住宅の家賃の減免等に関する事務取扱要領（R6.11.29施行））

(2) 日割家賃の取扱いについて

月の途中で入退去した者が減免要領に基づく減免の適用を受けている場合についての計算方法は「日割家賃＝(本来家賃－減免額)×日割日数／月日数(百円未満の端数は切り捨て)」とする。(なお、県営住宅管理システム上も適切に計算される。)

(平成 16 年 11 月 1 日 16 建第 2733 号通知)

附 則

本運用マニュアルについては、平成 22 年 1 月 7 日から施行する

本運用マニュアルの改訂については、平成 24 年 9 月 24 日から施行する

本運用マニュアルの改訂については、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

本運用マニュアルの改訂については、平成 29 年 5 月 8 日から施行する。

本運用マニュアルの改訂については、令和 4 年 6 月 3 日から施行する。

本運用マニュアルの改訂については、令和 7 年 2 月 3 日から施行する。

本運用マニュアルの改訂については、令和 8 年 5 月 27 日から施行する。

《関係法令等》家賃決定・減免

○公営住宅法（S26 法律第 193 号）

（家賃の決定）

- 第十六条** 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四条の規定による報告の請求を行つたにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。
- 2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。
- 3 第一項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、国土交通省令で定める。
- 4 事業主体は、公営住宅の入居者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者その他の国土交通省令で定める者に該当する者に限る。第二十八条第四項において同じ。）が第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令で定めるところにより、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。
- 5 事業主体は、第一項又は前項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。
- 6 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

○公営住宅法施行令（S26 政令第 240 号）

（用語の定義）

第1条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 （省略）

- 三 収入** 入居者及び同居者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）第2編第2章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後1年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、事業主体が国土交通大臣の定めるところにより認定した額とし、以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- イ 入居者又は同居者に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下このイにおいて「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者一人につき 10万円（その者の給与所得等の金額の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額）
- ロ 同居者又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下この号において「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下この号において「扶養親族」という。）で入居者及び同居者以外のもの一人につき 38万円
- ハ 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき 10万円
- ニ 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき 25万円
- ホ 入居者又はロに規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者一人につき 27万円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

- へ 入居者又は同居者に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦一人につき 27 万円（その者の所得金額からイの規定により控除する金額を控除した残額が27万円未満である場合には、当該残額）
- ト 入居者又は同居者に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親一人につき 35 万円（その者の所得金額からイの規定により控除する金額を控除した残額が35万円未満である場合には、当該残額）

○愛媛県営住宅管理条例（S35 条例第15号）

（家賃の猶予又は減免）

第10条 知事は、災害その他特別の事情がある場合においては、家賃の猶予又は減免を必要とすると認める者に対して当該家賃を猶予し、又は減免することができる。

○愛媛県営住宅管理条例施行規則（S35 規則第19号）

（家賃の猶予又は減免）

第9条 条例第10条の規定により家賃の徴収猶予又は減免を受けようとする者は、その事由及びこれを証明する書類を知事に提出しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

○愛媛県営住宅の家賃の減免等に関する事務取扱要領（H7.9.1 施行）

（家賃の減免等の適用範囲）

第2条 家賃の減免の対象者、減免額及び減免期間は、それぞれ別表第1に掲げるとおりとする。

2 敷金の猶予の対象者、猶予額及び猶予期間は、別表第2に掲げるとおりとする。

3 敷金の減免の対象者及び減免額は、別表第3に掲げるとおりとする。

別表第1（第2条、第3条関係） 家賃の減免の適用範囲

家賃の減免の対象者	家賃の減免額	家賃の減免期間	添付書類
1～4 （省略）			
5 次に掲げるものに該当する場合であって、公営住宅法施行令（以下「政令」という。）第2条第2項に規定される家賃算定基礎額（収入区分）が変動し、既に決定された家賃が減額する者 (1) 年度途中の失職又は退職等により、又は世帯員の異動等により、著しく収入が減少することとなる場合 (2) 政令第1条第3号に規定する各種人的控除の状況に変化があり、控除額が明らかに増額する場合 (3) 前年度中に収入の申告がなかった者から当年度途中に収入の申告があった場合	当該失職及び退職後等の収入に基づき算出した額を超える額	家賃の減免の承認のあった日の属する月からその月の属する年度の末月までの間 ただし、最左欄の家賃の減免の対象者のうち、(3)に該当する者については、家賃の減免承認申請のあった日の属する月の翌月からその月の属する年度の末月までの間	離職証明書、給与証明書、医療支払証明書、直近の市町村民税課税証明書その他所得が減少したことを証明する書類のうち、地方局長が必要と認める書類

備考 算出した家賃の減免額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

《関係法令等》入居審査

○公営住宅の入居審査等の適正な実施について（昭和 58 年 12 月 17 日住建発第 269 号・住総発第 147 号）

一 （省略）

二 入居申込者の収入認定に係る審査の方法

（一）入居の申込みを迅速、正確かつ公正に審査する必要がある場合は、多くの事業主体で行われているように、入居者及び法第 17 条第 1 号に規定する親族（以下「同居親族」という。）の前年の所得金額をもって、公営住宅法施行令第 1 条第 3 号にいう「過去 1 年間」の所得金額とみなして実務上取扱うこともやむを得ないこと。ただし、退職、転職等の理由により、前年の所得金額によることが入居者に不利な取扱いとなり、妥当でない場合は、この限りでないこと。

○公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について（平成 8 年 8 月 30 日住総発第 135 号）

一 （省略）

二 家賃制度について

1～7 （省略）

8 収入認定及び家賃の適用の時期

今後は、令第 2 条第 2 項は毎年改正する予定であるが、新しい令第 2 条第 2 項を前提とする既存の入居者の収入認定日を 10 月 1 日とすることを原則とし、新しい家賃の適用を翌年 4 月 1 日からとし、その間に新しい家賃額等について入居者に対して、できるだけ早く十分な周知を図ること。

○QA（本県からの質問に対する、四国地方整備局の回答）

（回答）

平成 8 年 8 月 30 日付け建設省住総発第 135 号住宅局長通知に基づき基準日の属する年の前年度の所得税法にかかる収入を基準として収入認定を行うことは、事務処理上やむを得ないものと考えられます。

しかし、10 月 1 日の収入認定時から家賃決定するまでに生じた変化につきましては、ケースによって対応を考慮すべきだと思います。例えば、退職等に伴い前年度の収入をその入居者の継続的収入とすることが著しく不適当な場合は、継続的収入としてふさわしい期間の収入を 1 年分に換算して収入認定を行うことも可能となります。

また、最終的には事業主体の判断ということになりますが、現時点では収入がなくても、雇用が継続されていると判断できる場合では、過去 1 年間の収入を継続的収入とすることが著しく不適当とは言えないのではないかと思います。

各地方局建設部長
土木事務所長 殿

土木部道路都市局建築住宅課長
(公印省略)

収入申告未申告の入居者から家賃減額の申し出
があった場合の取扱いについて

一般県営住宅の入居者で、前年度末までに愛媛県県営住宅管理条例第9条の2第1項に規定する収入の申告がないため、同第9条第1項ただし書きの規定により近傍同種の住宅の家賃を課せた入居者から、家賃の減額の申し出があった場合の取扱いは下記により実施するようお願いします。

記

1 家賃の減免

「愛媛県県営住宅の家賃の減免等に関する事務取扱い要領」（以下、減免要領という）別表第1の「家賃の減免の対象者」欄の5「収入が年度途中の失職及び退職等により、条例第9条の2第2項に基づき認定された額より著しく減少したと認められる者」に該当するものとみなして（実際には未申告のため収入額の認定は行なっておらず失職等もないが、近傍同種家賃が課せられる「みなし高額所得」と認定した後に著しく減額となる実収入額になったと解釈する）、「家賃の減免額」欄の「当該失職及び退職後の収入に基づき算出した額を超える額」を「実収入に基づき算出した額」と読み替えて、同額を減免するものとする。

2 減免承認

減免承認については、次により処理するものとする。

(1) 減免期間

原則として減免期間は減免承認申請のあった日の属する月の翌月からその月の属する年度の末日までの間とする。ただし、収入未申告について特別な事情がある場合、又は翌月以前の家賃（近傍同種家賃）を支払うことが極めて困難であると認められる場合はこの限りでない。

《注》

減免要領の別表1における減免期間は「家賃の減免の承認のあった日の属する月からその月の属する年度の末日までの間」であるが、本件に係る減免は失職等と事情が異なり相当期間の収入申告期間又は家賃異議申立期間があったにもかかわらず申し出のなかった者が対象であること、また、承認、家賃変更調定等に係る通常の事務処理期間も考慮して一律に翌月からとするものであり、減免要領第8条の規定に基づき別途定めるものである。

(2) 添付書類

所得（課税）証明書その他収入申告において必要な書類

3 その他留意事項

(1) 収入申告は低家賃の恩恵を受けるために必要な入居者の義務であり、今後は適期の収入申告を行なう旨の誓約書を徴するなど入居者の意識啓発、指導に努めること。（家賃収入補助及び家賃対策補助対象団地においては、未申告のため同補助金額の減少により県に損害を与えたことにも言及してよい）

(2) この減免措置については、減免要領第7条のとおり家賃滞納者についても適用可能であり、第5条の規定により滞納を理由とする減免取消も行なわないが、収入未申告者の多くが家賃滞納者である実態から、家賃減免承認の機会に滞納家賃の納付指導を徹底すること。

16建第2733号
平成16年11月1日

各地方局 建設部長 殿

土木部道路都市局
建築住宅課長

県営住宅家賃に係る日割家賃計算の取扱いについて

このことについて、下記のとおり取り扱われるようお知らせします。
なお、平成10年5月27日付建第536号建築住宅課長通知については廃止します。

記

○計算方法

日割家賃 = (本来家賃 - 減免額) × 日割日数 / 月日数

とする。(百円未満の端数については切り捨て)

※公営住宅法第43条における公営住宅建替事業に伴う負担調整措置がとられる場合は、
上記計算式中「本来家賃」を「負担調整後家賃」と読み替えるものとする。

第 1 目的

この要綱は、知的障がいのある者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の福祉サービスを受け易くするため、療育手帳（以下「手帳」という。）を交付し、もって知的障がいのある者の福祉の増進に資することを目的とする。

第 2 交付対象者

手帳は、県内に居住する者であつて、福祉総合支援センター、東予子ども・女性支援センター又は南予子ども・女性支援センター（以下「福祉総合支援センター等」という。）において知的障がいであると判定されたもの（以下「知的障がい者」という。）に対し交付する。この場合において、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条第 3 項に規定する特定施設のうち県外の施設（以下「施設」という。）に入所又は入居している者であつて、愛媛県知事又は県内の市町の長が当該者に対する入所措置又は給付費の支給決定等を行ったものは、県内に居住する者とみなす。

第 3 実施主体

手帳の交付は、知事が市町、その他関係機関の協力を得て実施する。

第 4 手帳の様式

手帳の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

第 5 手帳の交付手続等

1 申請

手帳の交付申請は、その交付を受けようとする者（以下「対象者」という。）又はその保護者（以下これらを「申請者」という。）が、対象者の居住地（施設の入所者については、その出身世帯の居住地）を管轄する市福祉事務所長又は町長（以下「市福祉事務所長等」という。）を経由して、管轄の福祉総合支援センター等の所長（以下「所長」という。）に対して行うものとする。

- (1) 保護者とは、親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で対象者を現に監護するものをいい、対象者が施設に入所し、又は精神科を標榜する病院に入院している場合において、申請者の了解を得たときは、当該施設の長又は当該病院の院長とすることができるものとする。
- (2) 手帳の交付申請は、療育手帳交付申請書（様式第 2 号）に療育手帳交付（確認）申請調書（様式第 3 号）及び写真（縦 4 センチメートル横 3 センチメートルで、脱帽して上半身を写したもの（宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを妨げない。）。以下「写真」という。）を添付して行うものとする。
- (3) 市福祉事務所長等は、申請書を受け付けたときは、これを管轄の所長に進達するものとする。

2 障がいの程度の判定

- (1) 所長は、1 の申請があったときは、対象者について、別に定めるところにより障がいの程度の判定を行い、その結果（以下「判定結果」という。）を療育手帳判定結果等通知書（様式第 4 号）により市福祉事務所長等を経由して申請者に通知する。
- (2) 当該対象者について、既に福祉総合支援センター等又はそれ以外の機関において判定が行われているときは、当該既判定の結果に基づき判定することができる。
- (3) 所長は、障がいの程度の判定を行った場合は、別に定めるところにより相当の期間において障がいの程度を確認するものとし、その確認の時期（以下「次の判定年月」という。）を指定するものとする。

3 交付の決定及び交付

所長は、判定結果に基づき、手帳の交付を決定した場合には、必要事項を記入した手帳を市福祉事務所長等を経由して、申請者に交付するものとする。ただし、知的障がいに該当しないと認めたときは、療育手帳交付申請非該当決定通知書（様式第 5 号）により市福祉事務所長等を経由して申請者に通知するものとする。

4 手帳の再交付

手帳の交付を受けている知的障がい者（以下「手帳保持者」という。）又はその保護者（以下これらを「手帳保持者等」という。）は、手帳をなくしたとき、又はき損したとき等は、療育手帳再交付申請書（様式第6号）に写真を添付し、手帳の交付申請の例により手帳の再交付申請を行うものとする。 所長は、申請書を受け付けたときは、手帳の交付の例により手帳保持者等に手帳を再交付する。

第6 交付後の障がいの程度の確認

手帳保持者等は、障がいの程度を確認を受けるため、手帳記載の「次の判定年月」の前月までにその確認の申請を行うものとする。

1 申請

確認の申請は、療育手帳障がい程度確認申請書（様式第7号）に手帳及び療育手帳交付（確認）申請調書並びに写真を添付し、市福祉事務所長等を経由して、所長に行うものとする。 ただし、確認の申請を受理した市福祉事務所長等は、手帳に代えて手帳の写しを添付し、所長に進達する。

2 確認のための判定

所長は、1の申請があったときは、手帳保持者の障がいの程度を判定し、判定結果を前項2(1)の例により通知するものとする。

3 確認

所長は、手帳保持者等から提出された手帳の判定の記録欄に必要事項を記入し、交付する。ただし、知的障がいに該当しないと認めたときは、手帳保持者等に前項3により通知するものとする。

第7～8（省略）

様式第1号

療育手帳

愛媛県

写真(縦4cm横3cmで脱帽して上半身を写したもの(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布で覆うことを妨げない。))

氏名

愛媛県

交付

再交付

○本人

フリガナ

氏名

性別

住所

○保護者

氏名

続柄

住所

○判定の記録

・障がいの程度(総合判定)

・合併障がい(身体障がい 級)

・判定年月日 年 月 日

・次の判定年月 年 月

・判定機関

◎旅客鉄道株式会社旅客運賃減額

療育手帳について

この手帳の判定欄の「A」「B」の記号は、障がいの程度を示すもので、「A」は重度、「B」はそれ以外を意味します。

1. 主な援助措置

(1) 特別児童扶養手当

(2) 心身障害者扶養共済制度

(3) 国税、地方税の諸控除及び減免等

ア 所得控除

イ 地方税の非課税

ウ 相続税の減免

エ 自動車税、軽自動車税の減免

(4) 公営住宅の優先入居

(5) NHK受信料の免除

(6) 旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引

(7) 航空旅客運賃の割引

その他の制度もありますので、福祉事務所、町役場にお尋ねください。

2. 注意事項

(1) 手帳の中に書かれている本人又は保護者の住所、氏名に変更があったときは、すぐに福祉事務所又は町役場に届けてください。

(2) 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手帳を提示するとともに、乗車中も必ずこの手帳をお持ちください。

(3) 手帳を使えなくなることがありますので、判定の記録欄に記載された「次の判定年月」までに市町窓口で

申請手続をし、福祉総合支援センター又は子ども・女性支援センターの判定を受けてください。

3. 相談機関一覧

	住 所	電話番号
福祉総合支援センター	松山市本町7-2	089-922-5040
東予子ども・女性支援センター	新居浜市星原町14-38	0897-43-3000
南予子ども・女性支援センター	宇和島市丸之内3-1-19	0895-22-1245
松山市 福祉事務所	松山市二番町4-7-2	089-948-6936
今治市	今治市別宮町1-4-1	0898-32-5200
宇和島市	宇和島市曙町1	0895-24-1111
八幡浜市	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111
新居浜市	新居浜市一宮町1-5-1	0897-65-1234
西条市	西条市明屋敷164	0897-56-5151
大洲市	大洲市大洲690-1	0893-24-2111
伊予市	伊予市米津620	089-982-1111
四国中央市	四国中央市三島宮川4-6-55	0896-28-6023
西予市	西予市宇和町卯之町3-434-1	0894-62-1111
東温市	東温市見奈良530-1	089-964-2001
上島町	徳島県上島町弓削下弓削210	0897-77-2503
久万高原町	上野穴郡久万高原町久万212	0892-21-1111
松前町	伊予郡松前町大字前井631	089-985-4112
砥部町	伊予郡砥部町富内1392	089-962-2323
内子町	喜多郡内子町平岡168	0893-44-2111
伊方町	西予郡伊方町湊浦1993-1	0894-38-0211
松野町	北予郡松野町大字松丸343	0895-42-1111
鬼北町	北予郡鬼北町大字近永800-1	0895-45-1111
愛南町	南予郡愛南町砥辺甲2420	0895-72-1212

○備考

- 22 -

愛媛県営住宅の家賃の減免等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）の規定による家賃の減免並びに敷金の猶予及び減免（以下「家賃の減免等」という。）の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(家賃の減免等の適用範囲)

第2条 家賃の減免の対象者、減免額及び減免期間は、それぞれ別表第1に掲げるとおりとする。

2 敷金の猶予の対象者、猶予額及び猶予期間は、別表第2に掲げるとおりとする。

3 敷金の減免の対象者及び減免額は、別表第3に掲げるとおりとする。

(家賃の減免等の申請)

第3条 家賃の減免等を受けようとする者は、家賃減免等申請書（様式第1号）に、別表第1の添付書類の欄に掲げる書類を付して、所轄の地方局長に申請しなければならない。

(家賃の減免等の承認)

第4条 地方局長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、家賃の減免等の承認又は不承認を決定し、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(家賃の減免の取消し)

第5条 地方局長は、家賃の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合（ただし、別表第1の「5欄」に掲げる者にあつては第1号に限る。）は、減免を決定した期間の家賃のうち、次に掲げる家賃について減免の決定を取り消すことができる。

(1) 減免期間内に家賃の減免の対象者でなくなったとき 家賃の減免の対象者でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）分以降の家賃

(2) 2以上の月分の家賃を滞納したとき その翌月分以降の家賃

2 家賃の減免を受けた者は、前項に該当するおそれがあるときは、その旨を所轄の地方局長に申し出て必要な指示を受けるものとする。なお、地方局長は、その内容を聞き取りした結果、本要領に定める要件に該当せず家賃を減免する必要がないと認めるときは、家賃減免辞退届（様式第2号）の提出を求めることとする。

3 地方局長は、第1項第2号の適用を受けて家賃の減免を取り消す予定の者のうち、滞納の解消に向け福祉部局による支援を受けている者（ただし、現に当該支援を受けていない者であつて、今後速やかに当該支援を受けることが明らかである者、又は当該支援を受ける意思はあるが、入院等の社会通念上やむを得ない事情により速やかに当該支援を受けることが困難である者を含む。）については、減免の取消しを猶予することができる。

第6条 地方局長は、前条第1項に定める場合のほか、虚偽の申請により家賃の減免を受けた者に対しては、減免したすべての家賃について減免を取り消すものとする。

2 前項の取消しを受けた者は、減免の取消しを受けた家賃のうち、当該取消しの時においてその納付期限が経過しているものについては、一時に納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情により前項に規定する家賃を一時に納付することが困難と認められるときは、減免した時から取消しをした時までの期間に相当する期間又は取消しをした時からその年度の末日までの期間のうち短い方の期間を限度として当該家賃を分割して納付させることができる。

(適用除外)

第7条 家賃の滞納者は、家賃の減免を受けることができない。（ただし、別表第1の「欄5」に掲げる者及び滞納に関して福祉部局による支援を受けている者を除く。）

2 家賃の減免を取り消された者は、その年度においては、家賃の減免を受けることができない。（ただし、別表第1の「欄5」に掲げる者及び滞納に関して福祉部局による支援を受けている者を除く。）

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、家賃の減免等の取扱いに関し必要な事項は、建築住宅課住宅室長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 愛媛県県営住宅家賃減免取扱要領（昭和 53 年 11 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 9 月 24 日から施行する。
- 2 ただし、第 7 条各項ただし書きの規定については、「県営住宅入居者等に関する福祉部局と住宅部局との相互連携について（依頼）」の施行日（令和 6 年 1 月 24 日）以降、適用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 11 月 29 日から施行する。
- 2 ただし、当該施行日前に取り扱ったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係） 家賃の減免の適用範囲

家賃の減免の対象者	家賃の減免額	家賃の減免期間	添付書類										
1 生活保護法（昭和25年法律第44号）第14条の規定による住宅扶助を受けている世帯に属する者で家賃の支払が困難と認められる者	住宅扶助の基準限度額を超える額	家賃の減免の承認のあった日の属する月から同月以後の最初の6月末までの間	住宅扶助の証明書										
2 家賃の減免の申請時において市町村民税非課税世帯に属する者で家賃の支払が困難と認められる者（1により生活保護法の住宅扶助を受けている者を除く。）	次の表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄の減免率を家賃の額に乗じて得た額の合計額 <table><tr><th>区分</th><th>減免率</th></tr><tr><td>家賃のうち5千円以下の額</td><td>30%</td></tr><tr><td>家賃のうち5千円を超え1万5千円以下の額</td><td>35%</td></tr><tr><td>家賃のうち1万5千円を超え2万円以下の額</td><td>40%</td></tr><tr><td>家賃のうち2万円を超える額</td><td>45%</td></tr></table>	区分	減免率	家賃のうち5千円以下の額	30%	家賃のうち5千円を超え1万5千円以下の額	35%	家賃のうち1万5千円を超え2万円以下の額	40%	家賃のうち2万円を超える額	45%	同上	市町村民税非課税証明書
区分	減免率												
家賃のうち5千円以下の額	30%												
家賃のうち5千円を超え1万5千円以下の額	35%												
家賃のうち1万5千円を超え2万円以下の額	40%												
家賃のうち2万円を超える額	45%												
3 家賃の減免の申請日（以下「申請日」という。）の属する年度の翌年度（申請日が1月から3月までの間にあっては、申請日の属する年度の翌翌年度）において市町村民税非課税世帯となる見込みがあると認められる世帯に属する者で家賃の支払が困難と認められる者（1により生活保護法の住宅扶助を受けている者を除く。）	同上	同上	離職証明書、給与証明書、医療支払証明書、直近の市町村民税課税証明書その他申請日の属する年度の翌年度（申請日が1月から3月までの間にあっては、申請日の属する年度の翌翌年度）においてその属する世帯が市町村民税非課税世帯となる見込みであることを証明する書類のうち、地方局長が必要と認める書類										
4 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者で当該災害の発生した日から起算して3年を経過していないもののうち、家賃の支払が困難と認められる者	全額	入居の許可のあった日から1年以内の間											
5 次に掲げるものに該当する場合であって、公営住宅法施行令（以下「政令」という。）第2条第2項に規定される家賃算定基礎額（収入区分）が変動し、既に決定された家賃が減額する者 (1) 年度途中の失職又は退職等により、又は世帯員の異動等により、著しく収入が減少することとなる場合 (2) 政令第1条第3号に規定する各種人的控除の状況に変化があり、控除額が明らかに増額する場合 (3) 前年度中に収入の申告がなかった者から当年度途中に収入の申告があった場合	当該失職、退職後及び収入申告等の収入に基づき算出した額を超える額	家賃の減免の承認のあった日の属する月からその月の属する年度の末月までの間 ただし、最左欄の家賃の減免の対象者のうち、(3)に該当する者については、家賃の減免承認申請のあった日の属する月の翌月からその月の属する年度の末月までの間	離職証明書、給与証明書、医療支払証明書、直近の市町村民税課税証明書その他所得が減少したことを証明する書類、収入申告書、各種人的控除の実態を証明する書類のうち、地方局長が必要と認める書類										

備考 算出した家賃の減免額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第2（第2条関係） 敷金の猶予の適用範囲

敷金の猶予の対象者	敷金の猶予額	敷金の猶予期間
被災市街地復興特別措置法第21条に規定する者で当該災害の発生した日から起算して3年を経過していないもののうち、敷金の支払が困難と認められる者	全額	入居の許可のあった日から1年以内の間

別表第3（第2条関係） 敷金の減免の適用範囲

敷金の減免の対象者	敷金の減免額
敷金の猶予を受けた者で県営住宅の入居の許可があった日から1年以内に退去するもの	全額。ただし、未納の家賃、割増賃料又は損害賠償金があるときは、これを控除した額

愛媛県県営住宅高額所得者明渡事務処理要領

（趣旨）

第1条 この要領は、愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高額所得者に対する明渡し指導及び明渡し等に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

（高額所得者の認定及び通知等）

第2条 地方局長は、条例第19条第2項に規定する高額所得者について、「高額所得者認定通知書」（様式第1号）を送付するとともに、当該県営住宅の明渡義務を認識させるため「高額所得者認定に伴う県営住宅の明渡しについて」（様式第2号）を送付するものとする。

（明渡相談及び指導）

第3条 地方局長は、前条の規定により通知した高額所得者に対して、通知後速やかに、面談等により、県営住宅の明渡しに関する相談及び指導を行うものとする。

2 前項の県営住宅の明渡しに関する指導においては、明渡しができない特別の事情のある場合を除き、6月以内に明渡しよう指導するものとする。なお、特別の事情とは第6条各号のいずれかに該当する場合をいう。

3 指導の際には、「高額所得者事情聴取調書」（様式第3号）をとりまとめるものとする。

4 入居者又は入居者の委任を受けた同居者は、前項の高額所得者事情聴取調書について、その記載内容を確認した旨の署名を行わなければならない。

（移転先住宅のあっせん等）

第4条 地方局長は、高額所得者に対しては、特定優良賃貸住宅又はその他適当と認められる住宅のあっせん等に努めるものとする。

（明渡予告等）

第5条 地方局長は、第3条第1項の規定による相談及び指導において退去の予定を明らかにしない者又は指導に応じない者については、「県営住宅明渡請求予告通知書」（様式第4号）を送付するものとする。

（明渡請求）

第6条 知事は、第3条第3項の指導において同意した明渡し時期又は前条の明渡予告通知書を送付した日の翌日から起算して3月を経過した後も、当該県営住宅を明渡さない高額所得者に対して、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合を除き、条例第21条の2第1項の規定に基づき、「県営住宅明渡請求書」（様式第5号）を内容証明郵便により送付し、明渡しを請求するものとする。

（1） 入居者又は同居者が失業又は長期入院を要する病気等により、著しく所得が減少していることが確認されたとき。

（2） 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

（3） その他、前各号に準ずる特別の事情があると認められるとき。

（明渡期限）

第7条 条例第21条の2第3項に規定する明渡しの期限は、前条の規定による県営住宅明渡請求書を送付した日の翌日から起算して6月を経過した日とする。

(明渡期限の延長)

第8条 明渡請求を受けた高額所得者は、第6条各号のいずれかに該当することとなった場合、または転居先の住宅を確保する上でやむをえないと認められる事情がある場合には、明渡期限の延長を求めることができる。

2 知事は、高額所得者から前項の申出があったときは、その内容を審査の上、その可否を判定し、結果を本人及び地方局長に通知するものとする。

(明渡請求の取消)

第9条 知事は、入居者又は同居者の死亡等により、収入が公営住宅法施行令第9条の規定に基づく基準額を超えなくなったとき、その他これに準ずる特別の事由が生じた場合で、必要と認められるときは、明渡請求を取り消すことができる。

(退去の通知)

第10条 知事は、明渡請求を受けた高額所得者が、明渡期限を過ぎても当該県営住宅の明渡しを行わない場合は、入居許可を取消し、「退去通告書」(様式第6号)を送付するものとする。

(明渡請求訴訟)

第11条 知事は、前条の規定による退去通告書を送付しても退去しない高額所得者については、県営住宅の明渡しを求める訴訟を提起するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、県営住宅の高額所得者の明渡しに関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

第 号
年 月 日

様

愛媛県 地方局長

高額所得者認定通知書

あなたは、 年 10 月 1 日において、県営住宅に引き続き 5 年以上入居し、最近 2 年間の収入額が引き続き公営住宅法施行令第 9 条に規定する収入を超え、愛媛県県営住宅管理条例第 19 条第 2 項の規定に基づく高額所得者となっていますので、同条同項の規定により通知します。

なお、4 月分家賃から明渡しされる日まで近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額を支払うこととなります。

高額所得者に対しては、公営住宅の明渡請求を行うことができることとされており（公営住宅法第 29 条第 1 項）、また、明渡請求を受けた入居者は明渡請求の期限までに明渡さなければならないとされております（公営住宅法第 29 条第 4 項）ので、今後、退去に向けた相談・指導を行わせていただくことをご承知おき願います。

団地	棟名	部屋番号

収入のある入居者	続柄	所得額

所得額合計	控除額合計	認定月額	認定年月日

家賃	適用開始年月	適用終了年月

この認定に意見のあるとき（職業の変更、同居親族の異動、失職、退職等により収入が高額所得者の認定基準額を超えなくなったとき等）は、申し出てください。

(様式第 2 号)

第 号
年 月 日

様

愛媛県 地方局長

高額所得者認定に伴う県営住宅の明渡しについて

あなたは、別添通知書のとおり、県営住宅に引き続き 5 年以上入居し、最近 2 年間の収入額が公営住宅法施行令第 9 条に規定する収入を超え、愛媛県県営住宅管理条例第 19 条第 2 項の規定に基づく高額所得者となっています。

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としており、高額所得者であるあなたは、県営住宅を明渡ししなければなりません。

つきましては、今後の県営住宅明渡し計画について事情をお聞かせ願いたいので下記により来庁して下さい。近日中に退去される場合は、別紙に入居者ご本人が退去予定日を記入の上送付願います。なお、連絡のない場合は公営住宅法及び愛媛県県営住宅管理条例の規定に基づく県営住宅の明渡し請求の手続きを開始することとなりますので念のため申し添えます。

記

1 場所 <各地方局若しくは土木事務所連絡先を表記>

2 日時 年 月 日 () から 月 日 () まで
8 時 3 0 分から 1 7 時まで

3 連絡先 電話番号
担当

○愛媛県県営住宅管理条例

第 1 9 条第 2 項 知事は、第 9 条の 2 第 2 項の規定により認定した入居者の収入の額が最近 2 年間引き続き政令第 9 条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が一般県営住宅に引き続き 5 年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

第 2 1 条の 2 第 1 項 知事は、第 1 9 条第 2 項の規定により高額所得者として認定された入居者（以下「高額所得者」という。）に対し、期限を定めて、一般県営住宅の明渡しを請求することができる。

第 2 1 条の 2 第 3 項 第 1 項の規定による請求を受けた高額所得者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該一般県営住宅を明け渡ししなければならない。

○政令（公営住宅法施行令）第 9 条に規定する金額 月額 3 1 3 , 0 0 0 円

高額所得者事情聴取調書					
実施日時	年 月 日 時 分から 時 分				
団 地 名	団地		号 数	棟 号	
名 義 人	(才)		電話番号		
家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業	収入等
	本人				
借家計画について	社宅	あり なし			
	民間借家	1 契約済 2 物色中 3 考えていない			
持家計画について	土地	1 住宅建てる土地あり 2 なし 3 物色中 資金積立中 4 考えていない			
	家屋	1 建築中（契約中含む） 2 物色中(計画中) 3 資金積み立中 4 考えていない			
今後の見通しについて 1 6月以内に明渡しできる。(年 月頃) 2 6月以内に明渡しができない特別の事情がある。 (理由)					
(名義人との続柄：) 上記について相違ございません。 (署名)					

様

愛媛県 地方局長

県営住宅明渡請求予告通知書

あなたは、 年 月 日付け高額所得者認定通知書のとおり、県営住宅に引き続き5年以上入居し、最近2年間の収入額が公営住宅法施行令第9条に規定する収入を超え、愛媛県県営住宅管理条例第19条第2項の規定に基づく高額所得者となっています。

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としており、高額所得者であるあなたは、県営住宅を明渡さなくてはなりません。

このため、 年 月 日付け高額所得者認定に伴う県営住宅の明渡しについて、県営住宅明渡計画を明らかにするよう求めているところですが、これに対する適切な回答をいただいておりますので、当該予告通知書を送付した日の翌日から起算して3ヶ月を経過した後も明渡されない場合は条例第21条の2第1項の規定に基づく明渡請求を行うことを予告いたします。なお、その場合、明渡請求期限（6ヶ月後）経過後も明渡しに応じない場合には訴訟手続を行うことになることを、ご承知ください。

県営住宅の明渡しについて特段の事情を申し述べたい場合には下記により来庁して下さい。

記

- 1 場所 <各地方局若しくは土木事務所連絡先を表記>
- 2 日時 年 月 日 () から 月 日 () まで
8時30分から17時まで
- 3 連絡先 電話番号
担当

○愛媛県県営住宅管理条例

第19条2項 知事は、第9条の2第2項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が一般県営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

第21条の2第1項 知事は、第19条第2項の規定により高額所得者として認定された入居者（以下「高額所得者」という。）に対し、期限を定めて、一般県営住宅の明渡しを請求することができる。

第21条の2第3項 第1項の規定による請求を受けた高額所得者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該一般県営住宅を明け渡さなければならない。

○政令（公営住宅施行令）第9条に規定する金額 月額313,000円

(様式第 5 号)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

県営住宅明渡請求書

あなたは、 年 月 日付け高額所得者認定通知書のとおり、県営住宅に引き続き 5 年以上入居し、最近 2 年間の収入額が引き続き公営住宅法施行令第 9 条に規定する収入を超え、愛媛県県営住宅管理条例第 19 条第 2 項の規定に基づく高額所得者となっています。

ついては、公営住宅法第 29 条及び愛媛県県営住宅管理条例第 21 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり県営住宅の明渡しを請求します。

なお、下記の明渡期限までに県営住宅を明渡されない場合には、裁判所へ明渡請求訴訟を提起することとなります。

また、下記の明渡期限の到来した日の翌日から入居許可を取消することになりますので、取消後から県営住宅の明渡しをされるまでの期間については、家賃相当額の 2 倍に相当する額の損害賠償金を請求することとなります。

記

1 明渡請求対象県営住宅

県営住宅 団地 棟 号

2 明渡期限

年 月 日

(様式第 6 号)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

県営住宅退去通告書

あなたは、年 月 日付第 号による県営住宅明渡請求書の送付にもかかわらず、指定期限（年 月 日）までに県営住宅の明渡しがありませんでした。

そのため、お知らせしたとおり、年 月 日をもって、あなたに対する県営住宅の使用許可を取消しましたので、速やかに住宅を明渡すよう通告します。

明渡しに際しては、住宅の鍵を<各地方局若しくは土木事務所>まで持参の上、提出して下さい。

なお、明渡期限の到来した日の翌日 年 月 日から明渡しの日までの家賃相当額の 2 倍に相当する額の損害賠償金を納付して下さい。

また、裁判所に対して明渡請求訴訟を提起させていただきますことをお知らせしておきます。

愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領

（趣旨）

第1条 この要領は、愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する県営住宅（以下「県営住宅」という。）の家賃（割増賃料を含む。以下同じ。）の滞納整理に関し必要な事項を定めるものとする。

（督促状）

第2条 県営住宅の入居者（以下「入居者」という。）が納期限までに家賃を納付しない場合は、納期限後15日以内に、督促状（様式第1号）を発するものとする。この場合において、督促状の指定納付期限は、督促状を発する日から起算して10日を経過した日（期限の末日が休日等の場合は、その翌日）とするものとする。

（催告）

第3条 前条の規定による督促の指定納付期限を経過しても家賃を納付しない入居者に対しては、適宜、訪問、電話、文書又は呼出しにより催告を行うものとする。

（滞納整理票）

第4条 家賃を1月分以上滞納している入居者については、県営住宅家賃滞納整理票（様式第2号）を作成し、滞納整理の状況を記録するものとする。

（納付誓約書等）

第5条 家賃を3月分以上滞納している入居者に対しては、滞納家賃の納付について、個別に指導を行うとともに、当該入居者の連帯保証人に対しては、当該滞納家賃の額を県営住宅滞納家賃額通知書（様式第3号）により通知し、当該滞納家賃の納付について協力を求めるものとする。

2 前項の入居者のうち、滞納家賃を一括して納付することが困難と認められる者については、必要に応じ、分割納付の県営住宅家賃納付誓約書（様式第4号）を徴するものとする。

3 地方局長は、家賃を滞納している入居者に対して、次の各号に掲げる要件を満たす場合は、滞納家賃のうち1月分を細分割して納付すること（以下「細分割納付」という。）を認めることができる。

（1）当該滞納者から、前項の規定を準用した誓約書の提出があること。

（2）細分割納付を認めることにより、計画的かつ確実な納付が見込まれること。

(入居者及び連帯保証人に対する予告)

第6条 建築住宅課住宅室長が定める日に家賃を6月分以上滞納することが見込まれる入居者に対しては、県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書送付に係る予告について（様式第5号）により、次条第1項の規定による滞納家賃の一括納付の請求及び県営住宅の明渡しの請求を予告するものとする。

2 前項の入居者の連帯保証人に対しては、連帯保証債務履行請求書送付に係る予告について（様式第6号）により、第8条第1項の規定による連帯保証債務の履行の請求を予告するものとする。

(入居者に対する一括納付請求及び明渡請求)

第7条 前条第1項の規定による予告を受けた日から起算して10日を経過したにもかかわらず家賃を6月分以上滞納している入居者（第5条第2項の県営住宅家賃納付誓約書に基づき誠実に履行している者を除く。）に対しては、内容証明郵便による県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書（様式第7号）により、期限を指定して滞納家賃の一括納付を請求するとともに、県営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する入居者が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、前項の規定による滞納家賃の一括納付の請求及び県営住宅の明渡しの請求をしないことがある。

- (1) 入居者又はその同居の親族が疾病又は療養のため多額の出費を余儀なくされていると認められる場合
- (2) 主たる生計維持者が死亡し、生活が安定していない場合
- (3) 母子世帯、老人世帯又は障害者世帯で、かつ、生活が安定していない場合
- (4) その他特別の事情があると認められる場合

(連帯保証人に対する債務履行請求)

第8条 前条第1項の規定により滞納家賃の一括納付の請求及び県営住宅の明渡しの請求を行った入居者の連帯保証人に対しては、連帯保証債務履行請求書（様式第8号）により、連帯保証債務の履行を請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する連帯保証人が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、前項の規定による履行の請求をしないことがある。

- (1) 連帯保証人が疾病又は療養のため多額の出費を余儀なくされていると認められる場合
- (2) 主たる生計維持者が死亡し、生活が安定していない場合
- (3) 母子世帯、老人世帯又は障害者世帯で、かつ、生活が安定していない場合
- (4) 第6条第2項の予告に対し、誠実に対応していると認められる場合

(5) その他特別の事情があると認められる場合

(即決和解)

第9条 第7条第1項の規定により滞納家賃の一括納付の請求及び県営住宅の明渡しの請求を行った入居者のうち、滞納家賃の支払の意思はあるが全額を一括納付することができない者で分割納付を認めることが徴収上有利であると認められるものについては、滞納家賃の支払い及び県営住宅の明渡しに係る即決和解（民事訴訟法（平成8年6月26日法律第109号）第275条の規定による和解をいう。以下同じ。）の申立てを行うものとする。

(退去の通知)

第10条 第7条第1項の規定により滞納家賃の一括納付の請求及び県営住宅の明渡しの請求を行った入居者のうち、同項の指定期限までに滞納家賃を一括納付しない者（前条の規定による即決和解をした者を除く。）に対しては、退去通告書（様式第9号）を送付するものとする。

(訴訟)

第11条 前条の規定により退去通告書を送付しても退去しない入居者については、滞納家賃の支払い及び県営住宅の明渡しに係る訴訟を提起するものとする。

2 前項の入居者が次の各号のいずれにも該当するときは、当該入居者の連帯保証人のうち、第8条第1項の規定により連帯保証債務の履行を請求されたにもかかわらず当該連帯保証債務の履行をしないものに対して訴訟を提起することがある。

(1) 過去2年間に第7条第1項の規定による明渡請求を受けていること。

(2) 滞納家賃の納付に係る指導に対し、特に誠実に対応していないと認められること。

(強制執行)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、強制執行の手続を執ることがある。

(1) 第9条の規定による即決和解に係る和解条項に違反があった場合

(2) 前条の規定による訴訟により債務名義を得た場合

(退去滞納者への対応)

第13条 滞納家賃を納付しないまま県営住宅を退去した者及びその者の連帯保証人（以下「退去滞納者等」という。）に対しても、引き続き適宜、訪問、電話、文書又は呼出しにより催告を行うものとする。

2 前項の規定による催告によっても滞納家賃を納付しない退去滞納者等に対しては、必要に応じ、滞納家賃の支払いに係る即決和解の申立て、支払命令の申立て又は訴訟の提起の措置をとるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、県営住宅の家賃の滞納整理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成6年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係） 督促状

（表）

-

様

愛媛県

地方局長

印

督促状

滞 納 内 訳		月 数	家 賃 月 額	滞 納 額
年 度	割増賃料			
月 分	家 賃			
年 度 月 分	割増賃料			
前 の 滞 納 額	家 賃			
年 月 末 現 在 滞 納 額 計				
督促状発行年月日		年	月	日
納付期限		年	月	日

あなたの県営住宅家賃が上記のとおり未納になっていますから、指定納付期限までに納付してください。

1 納入場所

愛媛県指定代理金融機関

2 県営住宅の明渡請求

3 その他

(2) 金融機関からの通知の都合により、この督促状が家賃の納付と行き違いになることがあります。その際は御了承ください。

様式第 2 号（第 4 条関係） 県営住宅家賃滞納整理票

様式第 2 号（その 1）（表）

県営住宅家賃滞納整理票（1 年以上滞納用）

団地名		住宅番号	住		種別	入居年月日	退去年月日
団地						・ ・	・ ・
入 居 者	氏	(ふりがな)				電 話 番 号	
	名					(自宅) () -	
	勤務先					(勤務先) () -	
	収入状況等						
家 族 構 成	氏	名	続柄	生年月日	勤務先	収入状況	備 考
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
保 証 人	氏 名		連絡先等				
	(ふりがな)		住 所	TEL () -			
			勤務先	TEL () -			
			収 入				
	(続柄)		備 考				
	(ふりがな)		住 所	TEL () -			
			勤務先	TEL () -			
	(続柄)		収 入				
		備 考					

滞納状況・納付状況 (単位：円 上段：滞納金額 下段：納付年月日)

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
滞 納 理 由						特 記 事 項							
備 考													

様式第2号（その2）

県営住宅家賃滞納整理票

(1 年未満滞納用)

団地名

棟 号	氏名・電話	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10	11	12	1月	2月	3月	催告等の状況

（表）

	-	
様		

(裏)

県 営 住 宅 滞 納 家 賃 額 通 知 書

入居者氏名					
団地名					
滞 納 家賃額		円		滞納 期間	年 月 から 年 月 まで
内 訳	割増賃料	円		上記のうち 箇月分	
	家 賃	円		上記のうち 箇月分	

あなたが連帯保証人となっておられる上記の入居者は、家賃を滞納しております。

ついては、早急に家賃を納付するよう入居者へ指示をお願いします。もし、入居者から納付のない場合には、連帯保証人であるあなたに納付をお願いすることになりますから、念のため申し添えます。

なお、入居者が家賃を納付されてから納付済通知が県に届くまでに1週間程度かかりますので、この通知が入居者の家賃の納付と行き違いになることがあります。その際は御了承ください。

年 月 日

住所

機関名

TEL() ー (内)

県営住宅家賃納付誓約書

年 月 日

地方局長 様

住所

氏名 印

私は、現在入居している県営住宅 団地 号の家賃を次のとおり滞納していますが、当該滞納家賃は、次の納付計画のとおり確実に支払うとともに、この誓約書の提出日以降の毎月の家賃についても、今後は納付期限を厳守して支払うことを誓約します。

万一履行しなかった場合は、速やかに退去するとともに、いかなる法律上の処分を受けても一切異議を申しません。

1 家賃滞納月数 箇月分

滞納家賃納付計画

納付期日	納付金額	納付月数	納付期間	備考
. .			年度 月～ 年度 月分	
. .			年度 月～ 年度 月分	
. .			年度 月～ 年度 月分	
. .			年度 月～ 年度 月分	
. .			年度 月～ 年度 月分	
. .			年度 月～ 年度 月分	
. .			年度 月～ 年度 月分	
. .			年度 月～ 年度 月分	
. .			年度 月～ 年度 月分	
. .			年度 月～ 年度 月分	
. .			年度 月～ 年度 月分	
. .			年度 月～ 年度 月分	
. .			年度 月～ 年度 月分	
. .			年度 月～ 年度 月分	

(※) 第 5 条第 3 項に規定する細分割納付をする場合、又は記載欄が不足する場合
にあつては、適宜、上表の記載欄を修正しても差し支えない。

様式第5号（第6条関係） 県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書送付に係る予告について

第 号
年 月 日

県営住宅 団地 号

様

建築住宅課住宅室長 印

県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書の送付に係る予告について

あなたは、県営住宅家賃を下記のとおり長期間滞納し、滞納家賃の納付に係る指導に対しても誠実に応じていただいております。

このため、県では、速やかに滞納家賃が納付されない限り、あなたに対し、「県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書」を送付する予定です。この催告を受けても滞納家賃を納付しない場合は、あなたに対する県営住宅の使用許可を取り消し、県営住宅からの退去を求めます。

また、県営住宅から退去されない場合には、あなたに対し、県営住宅の明渡し等を求める訴訟を提起する手続を執ることとします。

ついては、速やかに下記滞納家賃額に相当する額を納付した上で、今後の納付の計画について申し出てください。

なお、本書の写しを連帯保証人に送付したことを申し添えます。

記

1 滞納家賃額

円(年 月 日までの滞納家賃額)

2 滞納月数

か月

3 過去3年間の明渡し訴訟の実績

提訴 件

様式第6号（第6条関係） 連帯保証債務履行請求書の送付に係る予告について

第 号
年 月 日

連帯保証人

様

建築住宅課住宅室長 印

連帯保証債務履行請求書の送付に係る予告について

あなたが連帯保証人になっておられる県営住宅 団地 号棟第 号入居者 様は、家賃を下記のとおり滞納されております。

このため、県では、速やかに滞納家賃が納付されない場合は、平成 年 月に「県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書」を送付する予定であり、その旨を別添写しのとおり本人に通知いたしました。ついては、早急に家賃を納付するよう入居者へ指示をお願いします。

また、滞納家賃が納付されない場合は、 様に対して訴訟を提起するとともに、連帯保証人であるあなたに対しても滞納家賃の支払いを求める訴訟を提起することがありますので、念のため申し添えます。

なお、入居者が家賃を納付されてから納付済通知が県に届くまでに1週間程度かかりますので、この通知が入居者の家賃の納付と行き違いになることがありますので、その際は御了承ください。

記

1 滞納家賃額

円(年 月 日までの滞納家賃額)

2 滞納月数

か月

3 過去3年間の明渡訴訟の実績

提訴 件

4 過去3年間の連帯保証人に対する滞納家賃等の支払いを求める訴訟の実績

提訴 件

様式第 7 号（第 8 条関係） 県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書

第 号
年 月 日

県営住宅 団地 号
様

愛媛県知事 印

県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書

あなたは、再三の催告にもかかわらず、県営住宅家賃の滞納が続き、その滞納月数及び滞納額は、 年 月 日現在で次のとおりとなっております。

ついては、 年 月 日までに滞納家賃を一括納付するよう最終催告します。

この催告に応じない場合には、改めて通知することなく、 年 月 日限りをもって、あなたに対する県営住宅の使用許可を取り消しますので、同日限りで退去してください。

退去されない場合には、あなたに対し、県営住宅の明渡し並びに 年 月 日までの滞納家賃の全額及び同日の翌日から明渡しの日までの損害賠償金の支払いを求める訴訟を提起する手続を執ることとします。

滞納家賃一覧

	年度	月分	円
	年度	月分	円
合計	月分		円

様式第8号（第8条関係）連帯保証債務履行請求書

第 号
年 月 日

連帯保証人

様

愛媛県知事



連帯保証債務履行請求書

あなたが連帯保証人になっておられます、県営住宅 団地 号棟第 号
入居者 様は、再三の督促にもかかわらず家賃を下記のとおり滞納されて
おりますので、別添写しのとおり、県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書
を送付しました。

つきましては、愛媛県としても、これ以上滞納を放置しておくことはできませんの
で、連帯保証人であるあなたに対しても、 年 月 日までに下記の金額を
お支払いしていただくよう請求します。

この請求に応じない場合は、あなたに対し、訴訟を提起する手続を執ることが
あります。

記

1 滞納家賃額

円(年 月 日までの滞納家賃額)

2 滞納月数

か月

3 連絡先及び支払い場所

(1) 所在地

(2) 機関名

地方局（土木事務所）

課

係

(3) 電話番号

様式第 9 号（第10条関係）

第 号
年 月 日

県営住宅 団地 号
様

建築住宅課住宅室長 印

退 去 通 告 書

あなたは、 年 月 日付け 第 号による県営住宅滞納家賃
最終催告書兼条件付明渡請求書の送付にもかかわらず、指定期限（
年 月 日）までに滞納家賃の納付がありませんでした。

そのため、お知らせしたとおり、 年 月 日をもって、あなたに
対する県営住宅の使用許可を取り消しましたので、速やかに住宅を明け
渡すよう通告します。

明渡しに際しては、住宅の鍵を まで持
参の上提出してください。

なお、 年 月 日までの滞納家賃及び同日の翌日から明渡しの日
までの損害賠償金を納付してください。